



今後メールでの配信をご希望の方、または配信停止をご希望の方は大変お手数ですが弊社担当者までお知らせください。

相続・贈与の一体化課税(1)

2023年度税制改正大綱が、2022年12月16日に決定しましたが、その中で特に贈与税の2つの制度(暦年贈与、相続時精算課税贈与)の改正が注目を集めています。これらの制度のあり方を見直すための検討は2019年度の税制改正大綱から始まり、更に2021年度、2022年度の大綱においては本格的な検討を進める旨の記載がありましたが、2023年度の改正において両制度ともに、以下の見直しが行われました。今回は改正前の両制度の概要に触れたうえで、改正項目のうち①の暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長について解説を行います。

- ① 暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長【増税】
- ② 相続時精算課税制度の基礎控除(年110万円)の創設【減税】

【改正前】暦年贈与と相続時精算課税贈与の比較

項目	暦年贈与	相続時精算課税贈与
贈与者の条件	なし	60歳以上の親・祖父母
受贈者の条件	なし	18歳以上の子・孫
非課税枠	年間110万円(贈与を受ける人ごと)	生涯にわたり2,500万円(贈与をする人ごと)
贈与税の計算	(贈与財産額-110万円)×超過累進課税(10~55%)	(贈与財産額-累積2,500万円)×一律20%
適用手続	非課税枠の110万円を超えた場合に申告して、納税	最初に適用を受ける申告時に選択届出書を提出し、その後贈与があれば必ず申告して、納税
贈与者が死亡した場合の相続税	相続前3年以内の贈与のみ、贈与時の価額で相続財産に加算して清算	すべて贈与時の価額で相続財産に加算して清算
その他	相続時精算課税贈与の選択届出書を出さない限り、暦年贈与が適用	相続時精算課税贈与を利用するために届出書を提出した場合、暦年贈与は利用不可 贈与者ごとに選択可能(父からの贈与は相続時精算課税贈与・母からの贈与は暦年贈与など)
※課税状況	課税件数	36.4万件
	贈与財産額	1.4兆円
	納付税額	2,188億円
		4.0万件
		0.7兆円
		599億円

※令和2年分「国税庁統計年報書」より

【改正の背景】

日本人の長寿命化に伴い老老相続が行われると、相続財産を消費することなく次の世代への相続を繰り返すこととなります。暦年贈与は超過累進税率を採用しているため、不動産などの高額な資産を贈与する場合は高い税率が適用され、利用しづらい制度といえます。若い世代への財産移転を促進することで消費に繋げ、経済の活性化に結び付けたいという趣旨のもと、2003年に累積2,500万円までは無税で贈与ができ、贈与した財産は相続時に加算して精算する相続時精算課税制度が創設されました。

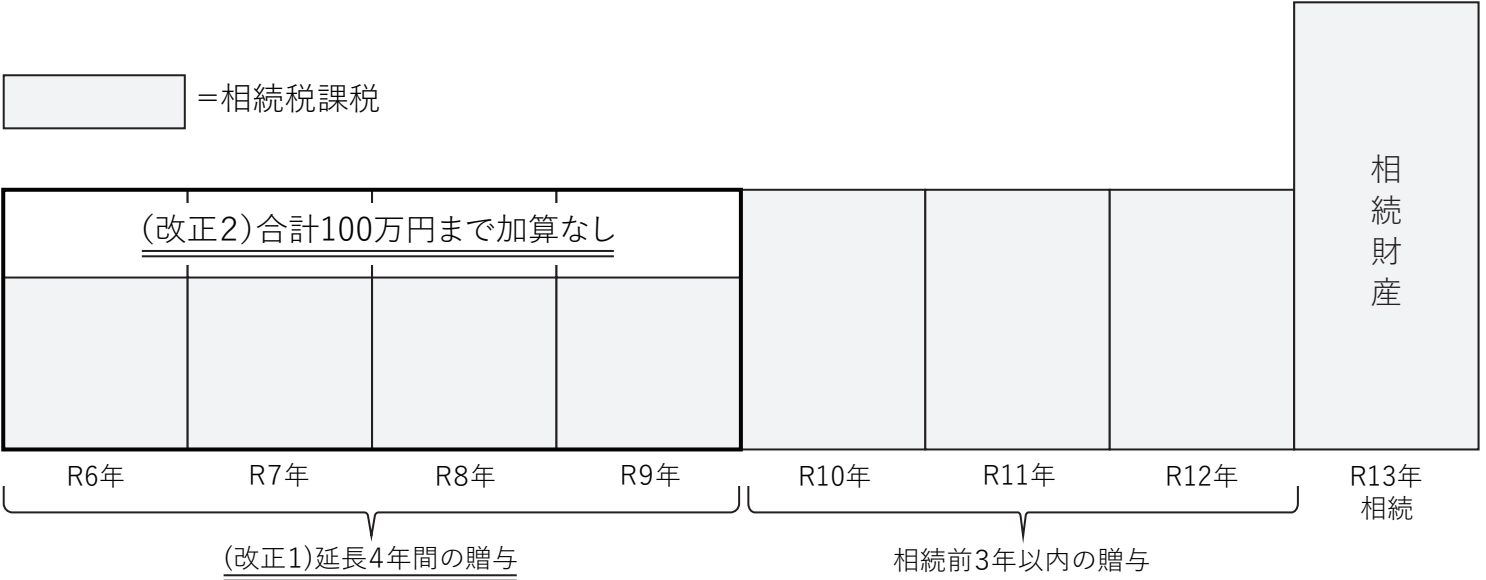
しかし、少額な財産を贈与する際の暦年贈与の利用率が相変わらず高い反面、相続時精算課税制度は利用率が低迷している点や、「資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点」から、今回の改正に至っています。

【改正】暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長

相続人が被相続人(亡くなった方)から受けた生前贈与のうち、相続開始前3年以内の贈与については贈与がなかったものとして、相続人の相続財産に加算(生前贈与加算)する必要があり、また暦年贈与の非課税枠の範囲内(年間110万円以下)であっても、この生前贈与加算の対象に含まれます。そして今回、この相続開始前3年以内の贈与が、相続開始前7年以内の贈与へと改正がされました。具体的には以下の通りです。

1. 相続前に暦年贈与があった場合の相続財産への加算期間を、3年から7年に延長。
2. 改正により延長した4年間(相続前3年超7年以内)に受けた贈与は、4年間の財産合計から100万円を控除した残額を、相続財産に加算。→ 延長期間の控除額100万円は、年間ではなく延長した4年間で100万円まで。(適用時期)令和6年1月1日以後に受けた贈与財産について適用。

【改正のイメージ】



【相続開始日ごとの相続前贈与の加算期間】

相続開始日	相続前贈与の加算期間	事例
R8.12/31まで	3年(改正影響なし)	相続開始日:R8.7/1 相続前贈与の加算対象:R5.7/1以後の贈与(3年間)
R9.1/1~R12.12/31	3年超7年未満(順次延長)	相続開始日:R10.1/1 相続前贈与の加算対象:R6.1/1以後の贈与(4年間)
R13.1/1~	7年(完全移行)	相続開始日:R13.7/1 相続前贈与の加算対象:R6.7/1以後の贈与(7年間)

【留意事項】

1. 生前贈与加算の対象になるのは「相続又は遺贈(遺言により財産を取得)により財産を取得した者」に限られるため、相続人でも相続時に何も取得していない場合や、遺言により財産を取得していない孫や子の配偶者などは、被相続人からの贈与について生前贈与加算の対象にはならず、贈与税の課税だけで終了します。中立的な制度ではないという意見も見受けられましたが、今回の改正による変更はありませんでしたので、今後も引き続き孫などに対する暦年贈与は、相続税の軽減に繋がるといえます。

一方で相続人ではない孫が遺言により財産を取得する場合や、死亡保険金の受取人になっていた場合には、被相続人からの贈与について生前贈与加算の対象となるため注意が必要です。

2. 生前贈与加算の期間が3年から7年に延長されたため、ご高齢の方が駆け込みで暦年贈与を行って相続税の軽減を図ることは難しくなりました。しかし、今回の改正は来年(令和6年)の贈与から適用されるため、今年(令和5年)までに行われた贈与については改正の影響を受けず、従来通り相続開始前3年間で生前贈与加算の対象です。従って、ご高齢で多額の財産があるような場合には、110万円の非課税枠にこだわらず贈与税を払ってでも今年(令和5年)に贈与をされた方が、相続税の軽減に繋がる可能性があります。

(担当:福田)